

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年5月18日認可した。

令和4年6月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横田1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北横内1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）川久保地区